

○事務局長 はい、おはようございます。定刻前ですけれども、始めさせていただきたいと思
います。ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。
本日は全員出席ですので会議は成立をいたしております。それでは、ただいまより令和2
年度第6回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ごあいさ
つをお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございます。それでは会議規則第4条によりまして、会長は、
総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長、議長の方
よろしくをお願いいたします。

○議長 はい、それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録
署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に3番委員。4番委員を指名いたしま
す。よろしくお祈いします。続きまして、日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の
規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局
より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局

○議長 はい。事務局

○事務局長 それでは日程第2、議案第15号、1ページになります。農地法第3条第1項の規
定による許可申請に対する可否決定についてということで、下記のとおり、農地の権利移
転等についての許可申請があったので、許可、不許可についての意見を決定するものとす
るものでございます。令和2年9月14日提出です。

(3件の申請について説明)

○議長 それでは事前調査の報告をお願いいたします。

○5番委員 5番です。議案第15号農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。

今回3件の申請がありましたが、9月11日金曜日に7番委員、14番委員そして5番の私で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となっております。対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございます。続きまして、番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております。対価これも〇円です。所有権の移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果です。続きまして番号3の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となっております。対価が10アール当たり〇円です。総額〇円。所有権の移転となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でした。以上報告終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。はい、9番委員。

○9番委員 はい。〇〇さんと●●さんの関係はどのような関係でしょうか。対価〇円ということですが。

○事務局長 関係については申しわけありません。確認をしておりますけれども、ただ〇〇さんが農業をされないということで、引き取り手がいるうちに●●さんに引き取っていただいて、耕作して頂くという話でございました。

○議長 9番委員よろしいでしょうか。はい、7番委員。

○7番委員 補足の説明になりますけども、今の件は、●●●●さん、同じ行政区ということで、

以前も●●さんが田を耕作されていて、去年は茄子とかも作付されて、もう以前から○○さんの方から作ってくれんかっていうような話があったそうです。多分、これも登記とかも○○さんがしてあげるといような話でしたので、申し添えます。

○議長 はい、ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。

「異議なし」という者あり。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局。それでは、5ページをお願いしたいと思います。日程第3、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので許可不許可についての副申意見を決定するものとするものでございます。令和2年9月14日。

(5件の申請について説明)

○議長 はい、それでは事前調査の報告をお願いいたします。はい、7番。

○7番委員 それでは、農地法第5条の調査書を1番と2番と関連がありますので、一緒に行いと思います。議案第16号、農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回5件の申請がありましたが、9月11日に5番委員、14番委員、7番私と事務局長で調査をいたしました。まず番号1番と2番ですけれども、申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で第3種農地となりますので、立地条件を満たしていると考えます。また、一般

基準においても農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件に該当しないと思いますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思います。番号1番なんですけれども、〇〇さんと●●さんが月に全部です、〇円ということで、それから、番号2の〇〇さんと●●さんのこの対価は10アール当たり〇万ということで、話されているそうです。それから、最後の番号3から番号5番、同一物件なので、説明をいたします。申請された農地の区分は農振農用地区域外の農地で第1種農地となりますが、住宅地の周辺の地域において住居する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続をして設置されるものについては不許可の例外として許可されることになっておりますので、本件はこれに該当すると思われ立地条件を満たしていると考えます。また一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思いますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われ、この対価なんですけれども、私と●●さんで話した時には、10アール当たり〇万円ということでしたけれども、売買される方から消費税を考慮してほしいということなので、10アール当たり〇万円で支払われる予定です。この●●さんは先ほど事務局長から話されましたけれども、事前に許可をされて、今回も農振除外を申請して農振除外をされております。畜産をされていた▲▲さんという方が作っておられましたけれども、もう▲▲さんも畜産をやめられて、ここが遊休農地になって、あの地区にも迷惑をかけるということで、●●さんも購入を考えられたそうです。以上です。

○議長 はい、ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

ないようでしたらお諮りをいたしたいと思えます。本件についてご異議はございませんか。

「異議なし」という者あり。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第17号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については議事参与の案件がございますので、私と7番委員は退席をお願いいたします。またその間の議事進行については、2番職務代理者をお願いをいたしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○2番職務代理者 それでは早速ですけれども、議長が退出されましたので、職務代理をさせていただきます。日程第4、議案第17号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について説明をお願いします。はい、事務局

○係長 日程第4、議案第17号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和2年第9回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、8月28日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席されました方の分の集積計画についてご説明いたします。別冊の集積計画書をごらんください。

(議事参与分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○2番職務代理者 はい、ありがとうございました。只今、事務局より説明されました、農用地利用集積計画について意見がある人はお願いいたします。何もないですかね。はい、3番。

○3番委員 ○○さんの賃借料、10a当たり○円とありますが、高くありませんか。

○2番職務代理者 ただいま、資料をちょっと見ないとわからんということですので、今資料を取りに行かれましたので、しばらくお待ちください。

○係長 はい、すいませんお待たせしました。こちらがですね、今まで、▲▲が借りる前は、
ずっとすべて〇〇さんが●●●●さんと通年で借りておられまして、10a 当たり〇〇キロと
いうところで、借りてあったそうです。今回も〇〇キロというところで借り入れるように
されまして、〇〇キロ分をお金に換算をさせていただきます、30 キロが〇〇円ですので、
それを 120 キロ分で換算しますと〇〇円となります。このうちの分に〇〇さんが〇〇円分
はその期間借地の分で、▲▲さんは期間借地で借りてらっしゃいますので、▲▲さんは、
10 アール当たり〇〇円ということで、されていらっしゃいますので、先の〇〇円から〇〇
円を引いた〇〇円が、〇〇さんの分の金額という形となります。

○2 番職務代理者 はい、今の説明でよろしいでしょうか。3 番委員。

○3 番委員 はい、分かりました。

○2 番職務代理者 はい、ほかに意見のある方おられますか、はい。ないようですので、退席さ
れた方の入室をお願いいたします。これで退席させていただきます。

○議長 はい、2 番職務代理者には大変お世話になりました。続けて残りの案件の説明を事務局
お願いします。

○係長 はい、それでは、集積計画書の 1 ページ目の総括表でご説明をさせていただきます。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第
18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、本件について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見は
ございませんでしょうか。はい。3 番

○3 番委員 2 ページの畑ですけれども、〇〇団地でしょうか。

○係長 はい、〇〇の桃園だと思います。

○議長 ほかに何かございませんか。

何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。無いようでしたら、お諮りいたします。本件については異議はございませんか。

「異議なし」という者あり。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 5、報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、事務局より説明をお願いします。事務局

○係長 それでは 11 ページ目をお開きください。日程第 5、報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 2 年 7 月 28 日から令和 2 年 8 月 25 日までの分となっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら日程第 5 の報告第 7 号をこれで終わりたいと思います。続きまして、日程第 6 次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査委員に 8 番委員。15 番委員。16 番委員をお願いしたいと思いますが御三方、都合よろしいでしょうか。まず、日程ですけれども、事前調査を 10 月 9 日金曜日午前 9 時から、それから、次回の総会を 10 月 12 日、月曜午前 9 時から 3 階の委員会室で予定をしておりますが、よろしいでしょうか。はい、御三方よろしいですかね、事前調査。それではよろしく願いいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 はい、長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。以上を持ちまして、
令和 2 年度第 6 回多良木町農業委員会総会を閉会致します。本日は大変お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記